

平成 31 年度保育所入所申込みについて

1. 保育所とは

就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設です。

2. 入所申込に必要な書類

(1)支給認定申請・入所申込書（桃色）

(2)「3. 保育を必要とする事由及び添付書類」で該当する事由の添付書類（世帯全員分）

3. 保育を必要とする事由及び添付書類

	保育必要事由	具体的内容	適用条件 (利用期間)	添付書類
1	就労	保護者が昼間居宅外、または居宅内で労働していることを常態としていること。	1ヶ月の勤務時間が48時間以上あること。	会社等にお勤めの方 <input type="checkbox"/> 就労（勤務）証明書 農業・自営業の方 <input type="checkbox"/> 自営業・農業従事証明書
2	妊娠・出産	母親が妊娠中であるか、または出産後間もないこと。	産前・産後各3ヶ月の計6ヶ月間。	<input type="checkbox"/> 母子手帳の写し（表紙及び出産(予定)日の記載されている頁)
3	疾病・障害	保護者が病気やけがまたは心身に障害などがあること。	疾病・障害のため保育を必要とする期間。	障害者手帳をお持ちの方 <input type="checkbox"/> 手帳の写し それ以外の方 <input type="checkbox"/> 申立書及び必要に応じて医師の診断書等
4	介護・看護	保護者が家族の介護（看護）に常時あたっていること。	介護（看護）のため保育を必要とする期間。	<input type="checkbox"/> 申立書及び介護(看護)されている方の状況がわかる書類
5	災害復旧	火災・風水害・地震などの災害のため、その復旧にあたっていること。	災害復旧のため保育を必要とする期間。	<input type="checkbox"/> 罹災証明書
6	求職活動	保護者が求職活動（起業準備中を含む）を行っていること。	入所から3ヶ月間。	<input type="checkbox"/> 求職申立書
7	就学	保護者が学校に通っていること。（職業訓練校等における職業訓練を含む）	就学のため保育を必要とする期間。	<input type="checkbox"/> 在学証明書または学生証の写し
8	虐待・DV	保護者及び児童が虐待やDVを受ける恐れがあること。	虐待・DVのため保育を必要とする期間。	<input type="checkbox"/> 申立書及び必要に応じて状況がわかる書類
9	育児休業	保護者の育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがおり継続利用が必要であること。	保育を必要とする期間。	<input type="checkbox"/> 育休中継続入所申立書（兼育児休業期間証明書）
10	その他	上記1から9までに類する状態として町長が必要と認めた場合。	保育を必要とする期間。	<input type="checkbox"/> 申立書及び必要に応じて保育を必要とする状況がわかる書類

4. 支給認定

保育施設等の利用を希望する場合には、保育の必要性について町から認定を受ける必要があります。

認定区分	認定事由	利用できる施設
1号認定	満3歳以上で教育を希望される方、保育を必要とする事由に該当しない方	幼稚園
2号認定	満3歳以上で保育を必要とする事由に該当し、保育所の利用を希望する方	保育所
3号認定	満3歳未満で保育を必要とする事由に該当し、保育所の利用を希望する方	保育所

※新制度に移行していない幼稚園もあります。その園を利用する場合は認定を受ける必要はありません。

5. 保育の必要量

保育を必要とする事由や保護者の状況に応じて、「保育標準時間」と「保育短時間」の2区分に分類されます。

保育必要事由	保育必要量認定区分
1 就労	1ヶ月の勤務(労働)時間が48時間以上120時間未満「保育短時間」 1ヶ月の勤務(労働)時間が120時間以上「保育標準時間」
2 妊娠・出産、5 災害復旧、 8 虐待・DV	原則として「保育標準時間」(ただし、申出により「保育短時間」に変更可)
上記以外	原則として「保育短時間」(ただし、特別な事由がある場合には申立てにより「保育標準時間」に変更可)

※父母の区分が「保育標準時間」と「保育短時間」にわかれる場合は「保育短時間」が優先されます。

◆保育標準時間 → 最長11時間保育(午前7時30分から午後6時30分まで)

◆保育短時間 → 最長8時間保育(午前8時00分から午後4時00分まで)

認定区分を超えた保育は延長保育となります。

6. 佐久穂町の保育所

施設名	所在地	電話	開所時間	受け入れ年齢
栄保育園	佐久穂町大字高野町228	86-2186	7:30~19:00	6ヶ月児~
海瀬保育園	佐久穂町大字海瀬2543-1	86-2187	7:30~19:00	1歳児~
八千穂保育園	佐久穂町大字畑660	88-2252	7:30~19:00	6ヶ月児~

7. 入所申込書の受付日時

【平成30年10月18日(木)午前8時30分から正午まで】

入所を希望する保育所(栄保育園、海瀬保育園、八千穂保育園)にお出かけください。なお、来年度初めて入所されるお子さんは入所申込に同伴してください。

※広域入所を希望される方は、教育委員会こども課に10月18日までに提出をお願いします。

8. 入所決定について

支給認定及び保育利用決定については、平成31年2月中旬頃までに通知します。

9. 保育料

保育料は4~8月分については平成30年度、9~3月分については平成31年度の市町村民税額により決定します。市町村民税額の算定に当たっては、児童の保護者及び配偶者それぞれの課税額の合計で判定を行いますが、当該者以外の同居祖父母等が家計の主宰者と判断される場合には、その方の課税額も含め、判定を行います。

10. 入所説明会の日程

【栄保育園・平成31年2月13日(水)】【海瀬保育園・平成31年2月12日(火)】【八千穂保育園・平成31年2月14日(木)】に入所説明会を行いますのでご出席ください。日程の詳細につきましては入所決定後にご通知差し上げます。

<お問い合わせ>各保育園または教育委員会こども課保育園係 TEL86-4940